

原発事故汚染土を公共工事に利用しないことを求める意見書

東日本大震災における原子力発電所の事故より7年が経過したが、発生した除染土は適切に処理されていない。

環境省「中間貯蔵除染土壌等の減容・再生利用技術 開発戦略検討会」は、2016年3月30日、東京電力福島第1原発事故後の除染で出た汚染土に関し、8,000 ベクレル/kg以下の汚染土を、「遮蔽および飛散・流出の防止」を行った上で、全国の公共事業で利用できる方針を打ち出し、実証実験が行われている。

しかし、原子炉等規制法に基づく規則においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生利用の基準は100 ベクレル/kgである。環境省の方針は、この80倍になる。汚染土が法定基準値内になるには170年必要との試算がある。

8,000 ベクレル/kg以下の汚染土を公共事業の構造基盤に利用することは、降雨、浸食、災害などによる環境中への大量放出が懸念される。工事中においては、工事従事者も通行人も被ばくする。

埼玉県内の公共工事に原発事故発生地の除染土を利用しないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月12日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 佐久間 孝光

提出先

埼玉県知事 上田清司